

## 設楽町選挙投票区・投票所見直し(案) パブリックコメント募集結果

募集期間 令和3年1月15日(金)～2月12日(金)

提出件数 3件

当該箇所	意見	設楽町選挙管理委員会の考え方
<p>6頁 再編に伴う 支援・対策</p>	<p>①臨時期日前投票所の開設、②投票日当日の移動支援を行うことの2項目は良いことだと考えます。 これにプラスして、投票所へ移動が困難な人の投票権を担保することが必要です。 障害や入院・介護状態により、移動ができない人の投票権を担保することは、どのような方法によりますか。 申請すれば、病院や介護施設・自宅等で投票権を行使できるようにする方策を加え、明記する必要があると考えます。</p>	<p>病院・介護施設・自宅等で投票ができる対象の方の基準は、公職選挙法及び施行令の不在者投票制度に定められており、これに当てはまらない方について同様の措置を講ずることはできません。不在者投票施設(都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設など)に入院・入所されている方の施設での投票や、身体障害者手帳を交付されている障害が一定程度重度である方、介護保険の要介護状態区分が要介護5の方等が利用可能な郵便投票の条件に該当しないものの、移動が難しい方のために移動支援策を実施します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この見直し案が投票率の向上につながると考えているのか？</li> <li>・有権者の利便性を最優先するのが基本であると考えるか？</li> <li>・いきなり1ヶ所に統合するのではなく2ヶ所 or 3ヶ所に統合するという考えはないか？</li> <li>・職員、立会人の配置定数を減らすという考えはないのか？</li> <li>・宇連・松戸・裏谷の有権者は希望者全員を送迎するようにする。</li> <li>・見直し案が投票率の減少につながってはならない。投票率の向</li> </ul>	<p>投票管理者や職務代理者、また投票立会人等の選任数については、公職選挙法及び施行令の規定に従っています。地区を限らず、事前申込くださった方の当日移動支援を実施するように考慮して参ります。今回の再編の見直し基準・目的としては、町全体の投票区の有権者数や距離、また、バリアフリー化を始めとする投票所の環境の改善を考慮しております。皆さまの利便性に資するためにも、投票</p>

	<p>上につながるものでなければならない。</p>	<p>支援策の導入も実態に合わせて随時改良を重ねて進め、より良い投票環境を整備していきたいと考えております。</p>
	<p>従来設楽町有権者の各種選挙時における投票率は県内でも高位なもので政治に対する関心と自分達の暮らしに対する関心の高さを示していたと考えます</p> <p>これは一面でいえば今回の見直の根拠ともなった各集落毎に投票所を設けて、身近なものとしてきた結果でもあったと考えます。</p> <p>今回の見直し案は人口減少のなかでやむをえないものと考えますし将来に向けても必要最小限の処置として容認いたします</p> <p>しかし従来の高い投票率を維持するために臨時投票所の開設、もしくは巡回臨時投票所の開設を1回にとどまらず複数回考慮されることをお願いします。</p> <p>そのさいは集落による開設日の曜日や午前・午後の区別を変更するなど工夫されることをお願いします。</p> <p>高齢者に貴重な権利をうながすよう周知と工夫を要請します。</p>	<p>各選挙において期日前投票期間の前半は投票者が少なく、選挙期日が近づくにつれて多くなる傾向があることなどから臨時期日前投票所の設置を選挙日前日の土曜日とする案とさせて戴いていますが、投票区ごとの開設時間の工夫・周知の徹底等ご要請をよく検討し、取り組ませて戴きたいと考えています。</p>

その他の意見

パブリックコメント意見書の提出以外に、メールでの意見も1件寄せられました。

今までの投票でさえ苦痛に感じている人、自力では投票所まで行けない人がいる現状を踏まえての見直しなのか？  
 あたかも投票率を下げる事を目的としているとしか思えない愚策で理解に苦しむ！  
 経費削減したい気持ちは分かるが、同時に行政サービスまで削減するのは反対です